

加茂市PR大使設置要綱

(設置)

第1条 加茂市が有する自然、食、文化、歴史などの魅力を広く情報発信し、本市の知名度及びイメージの向上を図るため、加茂市PR大使(以下「大使」という。)を置く。

(委嘱)

第2条 大使は、市の魅力及び情報を積極的に発信する活動ができる者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内出身者
- (2) 産業振興、教育、芸術、文化等を通じ、特に市とゆかりのある者
- (3) 過去に市が開催したイベント等を通じ、現在まで交流が続いている者
- (4) その他市長が特に必要と認める者

(任期)

第3条 大使の任期は設けないこととする。ただし、本人から辞退の申出があった場合はその限りではない。

(職務)

第4条 大使の職務は、次のとおりとする。

- (1) 市の芸術、文化、産業、特産品等の普及、広報及び宣伝に関すること。
- (2) 市の観光振興に関すること。
- (3) 市政推進に関する助言並びに情報の収集及び提供に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市の知名度及びイメージの向上に関し必要な事項

(解任)

第5条 市長は、大使が次の各号のいずれかに該当する場合は、その職を解任することができる。

- (1) 自己の都合により辞任を申し出たとき。
- (2) 第2条に規定する委嘱の要件に該当しなくなったとき。
- (3) 大使としてふさわしくない行為のあったとき。

(報酬等)

第6条 大使に対する報酬は、原則支給しない。ただし、大使としての円滑な任務遂行のため、市長が必要と認めた場合は、予算の範囲内において費用弁償及び謝金を支払うことができる。

2 市長は、大使が第4条に掲げる職務を行うことができるように、次に掲げるものを随時提供する等便宜を図るものとする。

- (1) 委嘱に当たっての名刺
- (2) 市が作成する広報誌、観光情報誌、ポスター、パンフレット、各種刊行物等
- (3) その他市長が必要と認めたもの

(事務局)

第7条 大使に関する事務は、商工観光課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。